

特殊車両の取締りを行いました(今年度6・7回目)

～違反車両の運転手に対して指導を実施～

旭川開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、令和6年8月30日(金)及び9月3日(火)に、特殊車両(一定の重さ・大きさを超える大型車両)の取締りを行いました。

取締りに対象とした車両を計測したところ、下記のとおり違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(※)に基づき、違反者対策の強化を進めています。

旭川開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 1 実施日時 | ① 令和6年8月30日(金) 13:30～15:30 |
| | ② 令和6年9月3日(火) 13:30～15:30 |
| 2 実施場所 | ①② 一般国道38号 山部車両計測所(富良野市山部:別紙参照) |
| 3 取締結果 | ① 計測車両 全4台 うち違反車両 2台 |
| | (違反の内容) 無許可 1台 許可証不携帯 1台 |
| | (指導の内容) 警告書交付 2台 |
| | ② 計測車両 全3台 うち違反車両 1台 |
| | (違反の内容) 無許可 1台 |
| | (指導の内容) 警告書交付 1台 |

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いするとともに、申請手続についてはお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

談ください。

(※)「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

公物管理課 課 長 田村 和美 (0166-32-2072)

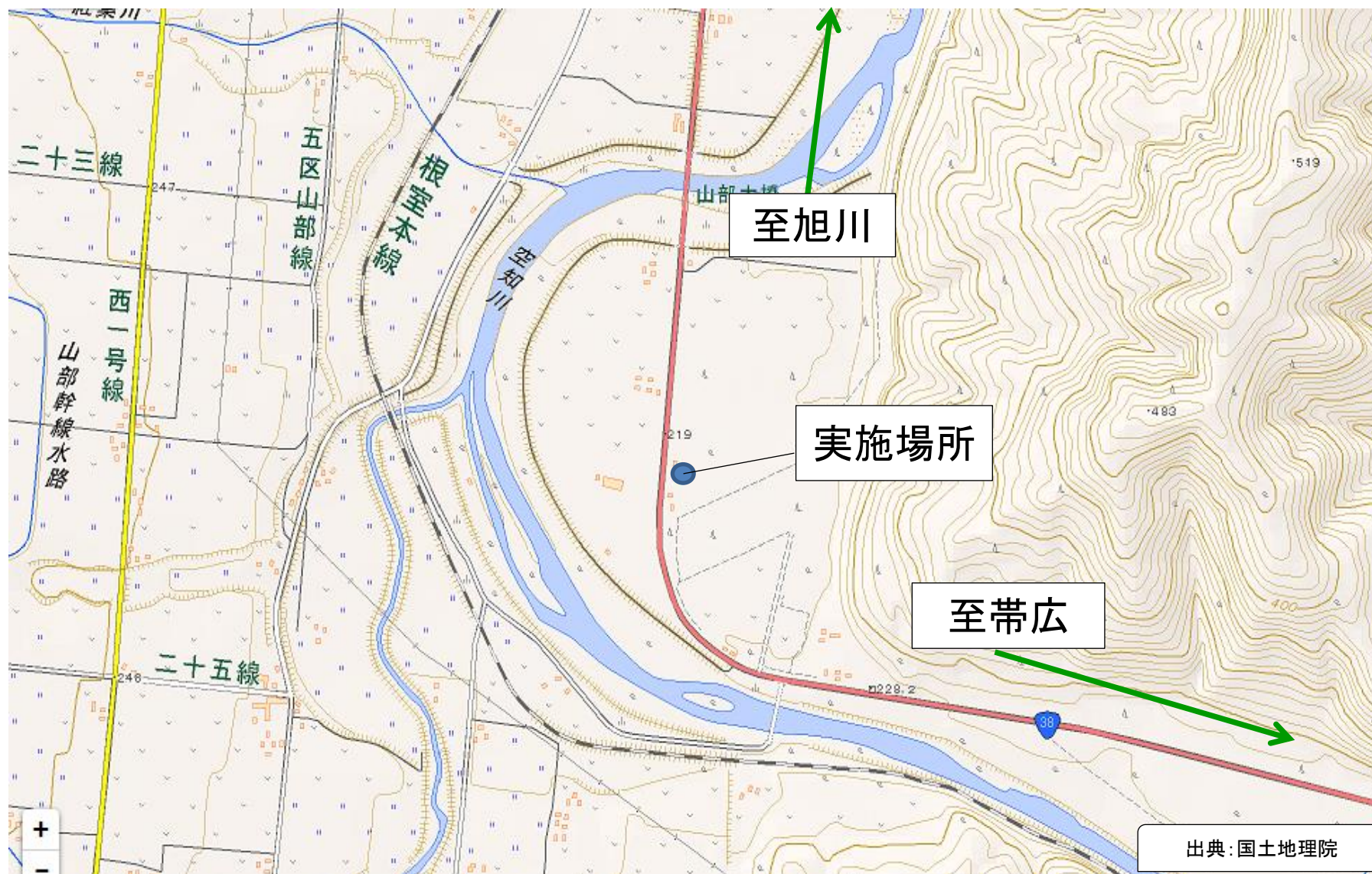
上席専門官 松田 和正 (0166-32-4592)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 X (旧 Twitter) アカウント @mlit_hkd_as



別紙



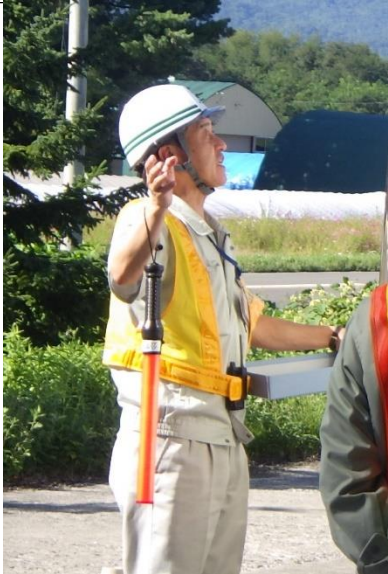
令和6年8月30日(金)

令和6年9月3日(火)

@山部車両計測所

今年度第6・7回目の特殊車両取締りを実施しました。

協力依頼の様子



寸法計測



許可証等の確認



重量測定



違反判定確認の様子

